

福島医発第709号(地)

平成15年7月7日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 関原 敬次郎



京都府における不妊治療給付事業の実施について

梅雨の候 貴職益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび標記のとおり、京都府では少子化対策の一環として、不妊治療給付事業を別添の通り実施する旨通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴管内各関係医療機関等において、当該事業給付申請者より不妊治療実施医療機関証明書の記載依頼がありましたら、特段のご配慮をいただくとともに、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

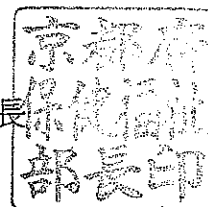
なお、記載等につきましてご不明な点がある場合は、京都府保健福祉部児童保健福祉課母子保健係(TEL 075-414-4727)へお尋ねくださいますようお願いいたします。



5 児 第 7 6 5 号
平成15年 6月24日

各都道府県医師会長 様

京都府保健福祉部長



不妊治療給付事業の実施について

京都府の母子保健事業の推進につきましては、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、京都府におきましては、少子化対策の一環として不妊治療給付事業を平成15年度より別紙のとおり実施することとしました。(平成15年7月より受付開始)

つきましては、貴管内不妊治療実施医療機関等において、当該事業給付申請者より不妊治療医療機関証明書の記載依頼がありましたら、よろしく御配慮いただきますようお願いいたします。

担 当	児 童 保 健 福 祉 課 母 子 保 健 係
電 話	(075) 414-4727
F A X	(075) 414-4586



不妊治療給付事業助成制度の概要

1 趣旨

子を欲しながら不妊症のため子に恵まれない夫婦に対して、不妊治療に要する経費の一部を助成し、不妊で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図る。

2 実施主体

市町村

3 助成対象者

(注1) (注2)

(1) 京都府内の市町村に1年以上住所を有する夫婦

(注1)

住民基本台帳に記載または外国人登録原票に登録されて1年以上経過していること

(注2)

事実婚を含む。

(2) 各種医療保険に加入していること

4 助成対象とする治療

(注)

不妊治療のうち、保険適用のある治療

(注)

診断のための検査は助成対象としないが、治療効果を確認するための検査等治療の一環として実施される検査については助成対象とする。

※ 府外の医療機関での治療も対象とする。

5 助成金額等

(1) 保険診療に係る被保険者負担額の1/2

ただし、医療保険各法の規定による保険者、共済組合の規約、定款、運営規則等で、不妊治療に要する費用に対して給付がなされる場合には、その額を控除する。

(2) 1年度の診療につき3万円を限度とする。

※ 夫婦双方が不妊治療を受けている場合は、それぞれにつき3万円まで（夫婦で6万円まで）助成が受けられる。

(3) 助成期間、助成回数

制限を設けない。

6 事業開始時期等

(1) 申請受付 平成15年7月1日から各市町村担当課で受付開始

(2) 助成対象 平成15年4月1日の診療分から